

業務委託契約書

〇〇〇〇(以下「甲」という)と〇〇〇〇(以下「乙」という)は、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、第2条に定める業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(業務内容)

本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1)(例)甲のホームページに掲載する記事の作成(月〇本)
- (2)(例)記事に使う画像の選定
- (3)その他、前各号に付随する業務

第3条(委託料)

本業務の委託料は、月額金〇〇〇,〇〇〇円(消費税別)とする。

第4条(支払方法)

甲は、乙から毎月末日締めで請求を受けた委託料を、翌月〇日までに乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第5条(契約期間)

本契約の期間は、20XX年〇月〇日から20XX年〇月〇日までとする。期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、同じ条件で1年間更新し、その後も同様とする。

第6条(報告)

乙は、甲から求めがあったときは、本業務の進み具合を甲に報告する。

第7条(再委託)

乙は、甲の書面(電子メールを含む)による承諾なく、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第8条(秘密保持)

甲および乙は、本契約に関して知った相手方の秘密を、相手方の承諾なく第三者に開示・漏えいしてはならない。本条は本契約の終了後も有効とする。

第9条(成果物の権利)

本業務によって作成された成果物の著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む)は、委託料の支払いが完了したときに乙から甲に移転する。乙は、甲に対し著作者人格権を行使しない。

第 10 条(損害賠償)

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第 11 条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても改めないときは、本契約を解除できる。

第 12 条(中途解約)

甲または乙は、1 か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を中途で解約できる。

第 13 条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、自らが暴力団などの反社会的勢力でないことを表明し、保証する。相手方がこれに反したときは、直ちに本契約を解除できる。

第 14 条(協議)

本契約に定めのない事項や、本契約の解釈に疑問が生じた事項は、甲乙が誠意をもって協議して解決する。

第 15 条(管轄裁判所)

本契約に関する紛争は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

20XX 年〇月〇日

甲(委託者)

住所

氏名(会社名・代表者)

印

乙(受託者)

住所

氏名(会社名・代表者)

印